

東京都耐震改修促進計画（令和2年3月一部改定）概要

1 改定の目的

東京都耐震改修促進計画は、都民の生命と財産を保護するとともに、首都機能を維持するため、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的としている。

このたび、計画の実施状況や社会情勢の変化に適切に対応していくため、耐震化の目標年次を迎えた特定緊急輸送道路沿道建築物について検証を行い、新たな方針を示す。また、平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害などを踏まえ、組積造の塀に関する方針を示す。

なお、特定緊急輸送道路沿道建築物と組積造の塀以外の住宅や特定建築物などについては、令和2年度に検証の上、計画を改定する。

2 改定項目

(1) 特定緊急輸送道路沿道建築物の新たな方針

広域的な道路ネットワーク機能を確保するため、特定緊急輸送道路の通行機能を的確に表せる以下の指標を用いて目標を設定し、耐震化を推進

区間到達率：都県境入口からある区間※に到達できる確率

総合到達率：区間到達率の平均値

※交差点等により区分した特定緊急輸送道路の各部分

現状	目標	
	令和7年度末	令和17年度末
総合到達率 91.1% (令和元年12月末)	総合到達率 99%、かつ、 区間到達率 95%未満の解消	総合到達率 100%

(2) 組積造の塀に関する方針

特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、次の全てに該当する塀の耐震診断を義務付け、耐震性が不十分な組積造の塀の除却や安全な塀への建替え等を促進

- ・新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入より前に建築された塀
- ・長さが8mを超える塀
- ・高さが塀から道路中心線までの距離を2.5で除して得た数値を超える塀

耐震診断結果の報告期限	目標
令和3年度末	令和7年度末に 耐震性が不十分なものをおおむね解消

3 主な施策

(1) 特定緊急輸送道路沿道建築物

- 通行機能の早期確保を図るため、2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の I_s 値を 0.3 以上とすることを条件に、耐震改修の一部を実施する場合に要する費用について、助成を実施
- 占有者が存する建築物では、所有者が耐震化工事を実施する際に追加的費用が発生するため、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算を実施
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の新たな指標である総合到達率や区間到達率を公表

(2) 組積造の塀

- ブロック塀等の点検のチェックポイント等の活用により危険性があるとされたブロック塀等については、除却や安全な塀への建替え等に補助金を交付する区市町村に対して補助を実施しており、引き続き、区市町村に対する財政的支援を実施
- 耐震診断義務付け対象となる塀については、耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施し、耐震性が不十分な場合は、個別訪問や啓発文書の送付等により除却・安全な塀への建替え等を働きかけ
- 木塀は軽量化に伴う震災時の安全性向上等が期待されることから、令和元年7月の全国知事会議において取りまとめられた「国産木材需要拡大宣言」なども踏まえ、引き続き、危険なブロック塀等を国産木材を使用した塀に建て替える際の補助の加算や、国産木材を使用した塀を新設する際の補助を実施し、国産木材を使用した塀の普及を促進